

事務連絡  
令和3年4月26日

各局等情報公開主管課長 殿  
各局等個人情報保護主管課長 殿

生活文化局広報広聴部情報公開課長  
(公印省略)

## 「緊急事態宣言」発出による開示請求等に係る開示決定等の期限について

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）並びに東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号。以下「特定個人情報保護条例」という。）による開示請求等に係る開示決定等の期限（以下「決定期限」という。）について、令和2年4月7日付けで発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に定める緊急事態宣言及び同法同条第5項に定める解除宣言並びに令和3年1月7日付けで発出された緊急事態宣言に伴う通知（別添1から3）により、取扱いを周知してきたところです。

このたび、令和3年4月23日付けで新たに発出された緊急事態宣言を踏まえ、下記のとおりとしますので、お取り計らいのほど、よろしくお願いします。

### 記

#### 1 適用する請求について

- (1) 情報公開条例第5条による公文書の開示の請求
- (2) 個人情報保護条例第12条第1項による保有個人情報の開示及び第18条第1項による訂正並びに第21条の3第1項の利用停止の請求
- (3) 特定個人情報保護条例第26条第1項による保有特定個人情報の開示及び第35条第1項による訂正並びに第41条第1項による利用停止の請求

#### 2 開示決定等の期限の取扱いについて

- (1) 前記1に掲げる請求（以下「開示請求等」という。）に係る決定期限は、各条例により当該開示請求等があった日から原則14日と規定されているところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び令和3年4月23日付けで発出された緊急事態宣言を踏まえ、やむを得ない理由によるものとし、各条例により開示請求等があった日から60日を限度として延長することができます。

- (2) 前記1(1)については、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日付11政都情第366号）第12条関係第1の4において「この期間延長は、原則として、再度行うことはできないものとする」とあるところ、前段の理由により、当該決定期限については、当面の間、この趣旨に鑑み、60日を限度とした期間延長を複数回行うことができるものとします。

※ 前記1(2)(3)については、期間延長を複数回行うことはできませんので、御留意ください。

【担当】生活文化局 広報広聴部 情報公開課

(本通知の全般及び情報公開条例に関すること) 情報公開担当 種村 [内線: 29-311]

(個人情報保護条例に関すること) 個人情報担当 大本 [内線: 29-321]

(特定個人情報保護条例に関すること) 特定個人情報保護担当 森 [内線: 29-324]